

第 82 回行政苦情救済推進会議 議事概要

- 1 日 時：平成 22 年 11 月 15 日（月）14:30～16:30
- 2 場 所：中央合同庁舎第 2 号館 10 階 共用会議室 2
- 3 出席者
座 長 堀田 力
秋山 收
大森 彌
加藤 陸美
小早川光郎
谷 昇
(総務省) 総務大臣政務官 内山 晃
行政評価局長 田中 順一
大臣官房審議官 新井 英男
行政相談課長 白岩 俊
行政相談業務室長 羽室 雅文

4 議題

- (1) 付議事案の審議
 - ① 年金請求書に係る金融機関の証明等の簡素化
 - ② 遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し
 - ③ 公的病院における医療費のカードによる支払いの拡大
- (2) 報告等
行政相談委員意見等の検討状況

5 事案概要

- (1) 付議事案の審議

新規付議事案

- ① 年金請求書に係る金融機関の証明等の簡素化

《事案の概要》

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）には、年金を受け取る金融機関名、口座番号等を記載する欄が設けられている。

年金請求書の記載上の注意書によれば、同欄を記入した後、金融機関の証明印を押してもらうか、年金事務所の窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることとされている。

しかし、年金請求書の提出に当たっての負担軽減を図る観点から、金融機関の証明に代えて、預貯金通帳のコピーを添付することで代替できるようにしてほしい。

(堀田座長)

事務局から要請をした結果、厚生労働省も改善することを決めたという事案です。そこで、あっせんという形をとるか、あっせんまでしなくとも参考までにこういう苦情があることを通知するのか、どういう処理をするのか決めないといけません。

それと関連しますが、厚生労働省が考えている改善の方向性は、法令によらない方法です。国民年金だと、国民年金法施行規則 16 条の 2 項 12 号で、金融機関の証明書を付けることになっているが、それを既に、社会保険庁の通知で証明書を付けない場合でも認めるよう、一部骨抜きと言いますか合理化しているわけです。今回、厚生労働省では、施行規則の改正によらないで、さらに通知等によって全面的に取扱いを変えようとしている。方向は良いとしても、そういうやり方でいいのかということ、ここでお考えいただくということかと思えます。

その二点について、ご意見を頂戴できればと思います。

(谷委員)

この案件は、行政相談委員法第 4 条における行政相談委員意見が端緒ということですから、やはりあっせんをする姿勢で臨んでいただきたい。日頃、国民の声を聴いている行政相談委員が、自らの活動を踏まえて、第 4 条の意見として行政の改善を提言したのですから、それに応じた具体的な改善方法をあっせんしていただきたい。

(内山政務官)

実は私も 5 千人から 6 千人の年金相談を受けたことがございまして、当初は金融機関の証明印をもらわないと年金裁定請求書は出せなかったんですね。それがいつの間にか通帳を持参すればいいということになり、極めて利便性が良くなった。金融機関にわざわざ足を運んで証明をもらいに行くことは高齢者にとって大変だったんです。

それで、通帳を年金事務所に持参することと、通帳のコピーを添付することとの違いについてですが、コピーを取るにはコンビニ等に行かないといけなくなる、そうすると、通帳のコピーを添付することの利便性はどこにあるのかなと疑問に思うんです。請求者の方が通帳を年金事務所に持参できないことの理由としては、果たして何があるのかなと疑問に感じたんです。

(堀田座長)

実情に詳しい政務官の意見で、実情を突いたご指摘をいただきました。

(秋山委員)

請求書は、郵送もできるということであれば、通帳の写しを添付するということにより、足を運ばないで済むというメリットがある。それに対して確認印とか通帳を持参することは、必ず足を運ばないといけないということであり、そこは一つの合理化になるのはいいか。コピーは、近くのコンビニでも取れるし、自宅の電話からファックスで送ることもできますから、請求者にとってさほど障害にはならない。

(内山政務官)

そうしますと、多分、持参するというよりも、郵送で処理をするための利便性を図るということではなかろうかなと思います。

(堀田座長)

厚生労働省では、その点はどのように検討しているのでしょうか。

(事務局)

郵送であろうと持参であろうと、通帳のコピーの添付で足りるということを検討しているということです。

(秋山委員)

先ほど座長が指摘されたような、施行規則に書いてあるのに、それをほったらかしで、ズルズルと通知で取扱いをゆるめてしまうというのは、いかにもずさんな法令運用のような気がします。今回、ここまで取扱いを緩めるのであれば、この際、省令を改正して誰にでも分かるようにすべきであると思う。

もう一つは、共済組合の方は、施行規則に預金通帳の記号番号を記載しろと書いてある

だけなのに、今は通帳のコピーを添付するように求めているわけですが、これは過重な負担を強いているのではないか。もちろん、本人確認、その口座が本当に本人のものなのか確認することは大事なことなので、通帳のコピーを付けるということは合理的な方向に動いているのであろうと思いますが、それならば共済の方もきちっと法令を改正して添付を義務付けるべきではないのかなと思います。

(堀田座長)

法令としては非常にすっきりとした形になるかと思いますが、違うご意見はありますでしょうか。

(小早川委員)

省令の改正については、秋山先生のおっしゃるとおりだと思います。厚生労働省がこのような方法を執ろうとするのは、請求者の利便性を高めることなのだから、省令まで改正せずに通知等でいだらうという考え方もかもしれませんが、それが逆に根拠もなしに公務員に対して負担をかけるということにつながりかねないと思います。

共済の方で証明書類の添付を義務付けるかということですが、記号番号を書いてもらって、それが怪しいというときに、証拠書類を出してもらうことは事実上できるわけなので、それを省令に書くまでもないのかなという気はします。

もう一つは、谷委員が初めに言われた点ですが、行政相談委員意見として上がってきたものを、事務局の説明によると、しばらくの間、厚生労働省は対応が鈍かったということですが、そうであれば、きちんとあっせんする方がいいと思います。

(加藤委員)

どういう形にしる、厚生労働省に対してコピーの添付で済むように要請した方がいいのではないか。それから省令の件は、今のような運用をしているのは理由が何かあるのかもかもしれませんが、直せばいいのではないかと思います。しかし、古い規定ですから、他にも改正したい事項があつて、それと一緒に改正したいという事情があるのであれば、実行上の措置を先に行う方がいいのではないか。省令改正の時期については、あまりぎくしゃく言うことでもあるまいということです。

(大森委員)

厚労省は、申出人の希望どおりの方向で変えると言ってるわけですよ。だから何をあっせんするのか。厚生労働省が言っているスケジュールどおり実施するということを確認すればいいのではないか。

それを超えて、運用ではなくて法令を直すというのは、少し違う筋ですよ。申出人のご要望には応えられるわけで、それを超えて法令をきちっと整備せよというのは、厚労省への意見になるのでしょうか、それともあっせんですかね。つまり、あっせんすることとなれば、何をあっせんするのか。厚労省がこれでやると言っているわけですから、どうぞと言えばそれで済む話ではないのかと普通は考えるんですけど、この場合のあっせんというのは、駄目押しをするということでしょうか。

(事務局)

省令改正をしていないと、将来的に何か問題が出てきたときに、省令と異なる運用をしているということで、省令どおりの扱いをしなさいと言って結局元に戻ってしまうということが十分あり得る。だから、省令改正まで踏み込んで、根本的に直しておくことが必要ではないかと思います。

(堀田座長)

厚生労働省も、確実に改善するとまでは言っているわけではないから、そのとおりに直るかどうかも危うい。とりあえず、やりとりをした結果、この内容までこぎつけたわけでしょう。推進会議で取り上げることになったからですかね。

(大森委員)

推進会議で検討すること自体、意味を持っているわけです。だから、私の意見としては、省令を変えろというのであれば、あっせんになるのではないかと思うんですよ。そうでないならば、厚労省の対応方針でいいのではないか。

(内山政務官)

年金のプロとして一言。実は、この手のケースは、年金ではたくさんあります。Aという事務所では「いい」、Bという事務所では「駄目」というケースがあります。金融機関の証明の印も、取引している支店の印でないと駄目だと言うんですが、規定上はどこの銀行や郵便局の支店でもいいということになっているんです。

ですから、こういう問題について、全国で同じようなケースについて同様に取り扱いうんだとすれば、省令を改正するというところまで一気にいかないと駄目だと思うんです。

(大森委員)

そうですね。

(堀田座長)

それでは、改善をこの方向で進めるように厚労省に言って、そして、そうするためには省令改正が必要ではないかということであっせんをするということですね。

新規付議事案

② 遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し

《事案の概要》

父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなり、市役所に申請したが、子ども2人が妻の遺族厚生年金を受給しているため、児童扶養手当は支給されないとの説明を受けた。

遺族厚生年金は2人分で月々約1万8千円であり、児童扶養手当の額（月額約4万7千円）に比べて少額である。

年金受給額が児童扶養手当よりも低額である場合には、

- ① 給付される年金額が一定額以下の場合には、児童扶養手当も併給できるようにする、
 - ② 給付される年金額と児童扶養手当との差額を支給する、
 - ③ 受給者が年金給付か児童扶養手当の給付かを任意に選択できるようにする、
- 等の改善策を講じてほしい。

(堀田座長)

これは一筋縄ではいかない問題かと思えます。二つの制度の趣旨とその関連をどう考えるのか、年金の方が権利性が高いから優先するという理屈がそれでいいのかどうか。厚生労働省に検討を求める際に、何を詰めなければいけないのか、どこまで詰められるのか、などなど大変難しい問題が絡んでおります。

どういう点をしっかり考えなければならないのか、あるいは詰めなければならないのか、ご意見を頂戴できればと思います。政務官、いかがですか。

(内山政務官)

母子家庭と父子家庭とでは受けられる支援に差があります。父子家庭でも生計上非常に苦しいケースはあるわけですが、年金制度でも母子家庭には手厚いのに、父子家庭にはどうして差があるんだろうかと、私も疑問を感じているところです。

男性は稼働能力があり、女性にはないというのは逆差別のようなところもあろうかと考えておまして、この申出のように差額支給若しくは有利な方を選択できる制度があってもしかるべきではないかと思えます。

(小早川委員)

なぜ、こうなったのかなんですが、権利性が強い方を優先するというのは、法学部の学生ならば言いそうなことですが、結果を見るとおかしな話で、結果の説明にはなっていないと思います。

母子家庭と父子家庭の不均衡を解消するために児童扶養手当法を改正して対応したわけですよ、それがなぜこうなったのか、この結果について、厚生労働省は、合理性があるんだというような説明はしているんでしょうか。

(事務局)

厚生労働省からは、資料に書いてあるような説明しか受けておりません。

(堀田座長)

もうちょっと元のところから、昔の社会情勢を考えれば、まず母子家庭の支援が大事だった、それが段々と変わってきている、その実態に応じて厚生労働省の態度も変わってきている、それがいろいろな解釈に反映しているという経過を、もう少したどっていただけると分かりやすいかなと思います。

(秋山委員)

平成22年8月から、対象を父子家庭に拡大したということですから、その点では制度が一步前進したということですね。ただその時に、従来から遺族年金は父子家庭にも支給されていたが、児童扶養手当も支給されるようになって、併給制限により年金をもらっている人は児童扶養手当がもらえないという問題が出てきたわけですね。

先ほどの権利性の議論からいうと、権利性が強い年金だろうと、権利が弱い児童扶養手当だろうと、1万円は1万円の価値しかないわけですから、権利性で詰めていけば、年金が優先的に支給され、不平等を是正するためには、差額は児童扶養手当から支給されるという解決が導き出されると思います。

年金を優先させても不利な人は出ないはずだということが、児童扶養手当制度の前提となっているはずなので、ケースによって有利、不利が出るのであれば、選択を認める結論になるはずです。

(堀田座長)

ご指摘のような制度設計の前提がありそうな気がします。

(内山政務官)

年金は、請求により権利が発生しますので、不利な方を選ばないという選択肢があるのではないかとも思います。

(事務局)

本件の場合、父子家庭に支給されるようになる前に年金をもらい始めています。今後、そういうケースも出てくると思います。

(堀田座長)

年金優先で、選択肢がないとした点は、何らかの議論があったはずで、制度を設計した時の議論を確認してみてください。

(加藤委員)

ギャップがあるのはおかしいという実態があり、これをどうすべきかという議論はあるかと思いますが、実現するにはどういう方法がよいかは専門家にじっくりと考えていただくしかないかなと思います。ただ、なるべく早く実現するような工夫について、3年後ということにとらわれずに知恵をしぼってほしいと思います。

既に年金の受給権が発生している方については、難しい面があると思いますが、いろいろな制度が錯綜してきますと、ケースによっては本人がどちらかを選択できるようなそういう道を付けられるとよいのかなと思います。

(堀田座長)

具体的な方法は経過をたどっていただいで考えられるとしても、結論としては、選択という結論もあるし、どちらかに決めるという結論もあるので、実態でプラスとマイナスがもう少し見えるように整理してほしいと思います。

(内山政務官)

厚生労働省に、平成 16 年度に遺族年金を請求していない場合、児童扶養手当はどうかを確認してほしい。

(谷委員)

私は、受給者が年金給付か児童扶養手当の給付かを選択できるようにすべきだと考えています。制度の趣旨は経済的弱者を救済することであるので、選択制が一番その趣旨がはっきりするのではないかと思います。

(大森委員)

厚生労働大臣の答弁もあって厚生労働省も気が付いているわけですから、どういう検討をしているのか聞いてください。どれぐらい具体的な内容で検討に入っているのか、それが余りにも遅ければ、こちらからプッシュすべきでしょうね。

(堀田座長)

児童扶養手当に関するこれまでの経緯、その時々々の制度、立法の理屈をたどっていただくと常識的な結論も出てくると思います。

新規付議事案

③ 公的病院における医療費のカードによる支払いの拡大

《事案の概要》

労災病院で診察を受けた際、会計窓口でクレジットカードでの支払いを申し出たところ当病院では、クレジットカードでの支払いはできないと言われた。

民間の病院では、クレジットカードで支払うことができるところが多くなってきており、公的な病院で利用できないのは不便である。利用者の立場に立ってクレジットカードでの支払いができるようにしてほしい。

(堀田座長)

本件はあまり面倒な法律問題はありませぬので、これから事務局で更に調査をしますというお話です。

(谷委員)

これを見た瞬間、結構な病院だなという感じがしました。経済人から見れば、カードが使えるなどということは常識であってですね、それが経営としてデメリットがあるか言ってること自体がですね、随分と結構な仕事をされているんだなという感じがします。

(堀田座長)

そういう経営でいいのかという経営面の姿勢のことですね。

(大森委員)

今まで、管区局単位で個別にあっせんをして、それぞれの病院で改善をしてもらっているわけですね。いろいろな種類の病院があるわけですが、一括りにしてどこかにあっせんするということは可能なんですか。これだけあるんだから、一所にあっせんするのは無理でしょう。

(堀田座長)

厚生労働省とか、それとも、何々連盟とか協会とか。そういうのは無理ですか。

(事務局)

一括は無理です。どうかたちで、誰に対して、どうあつせんするかということも考えなければならぬので、次回まで検討の時間をいただきたい。

(大森委員)

そこが肝心ですよ。

(堀田座長)

これから調査されるそうですから、とりあえずこの方向で進めていただきまして、次回に結論を出せればと思います。

(2) 報告等

事務局において対応を検討中の行政相談委員意見、行政相談事案について報告した。主なものは次のとおりである。

① 転居者の子ども手当に係る認定請求時期に関する特例措置の適用

〔事案の概要〕

平成22年4月5日にA市からB市に転居後、5月に子ども手当の支給についてB市に問い合わせたところ、4月分はA市に申請すれば遡って支給されるが、B市から支給されるのは6月分からで5月分は支給されないとの説明を受けた。

② 遺族年金の男女差の解消

〔事案の概要〕

各年金制度により遺族となる配偶者の範囲は異なっており、遺族基礎年金は夫には支給されず、遺族厚生年金は55歳未満の夫には支給されない。

—以上—